



〈各課直通電話〉

総務課	☎388-1111	建設課	☎388-1117
税務課	☎388-1112	水道課	☎388-1118
企画課	☎388-1113	会計課	☎388-1119
環境経済課	☎388-1114	議会事務局	☎388-1110
住民課	☎388-1115	教育文化課	☎388-3231
福祉健康課	☎388-7171	学校給食センター	☎387-5321
(役場窓口)	☎388-1116		

## 住民税の住宅ローン控除は申告が必要です

税務課・岐阜南税務署

税源移譲によって所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)額が減ってしまう場合には、その分を翌年度の住民税(所得割)から控除する制度が創設されました。

対象者は、平成11年から18年までに入居されたかたで、税源移譲により所得税が減少することで住宅ローン控除が減ってしまうかたです。

住民税の住宅ローン控除を受ける場合には、申告期間中に「市町村民税・都道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を税務署または役場税務課に提出してください。

所得税の確定申告をされるかた	所得税の確定申告をされないかた
所得税の確定申告書とともに税務署へ提出	源泉徴収票を添付して役場税務課へ提出

【問合先】税務課☎388-1112 岐阜南税務署☎271-7111

## 身体障害者手帳の交付を受けていないかたでも 障害者控除の対象になる場合があります

福祉健康課

身体障害者手帳などの交付を受けていないかたでも満65歳以上で障害者に準ずる者として、町から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられたかたは、税の申告や年末調整時に所得税や住民税の「障害者控除」の対象となります。必要なかたは、福祉健康課で認定書交付の申請をしてください。

### ▶ 障害者に準ずる者として町が認定するかた

介護保険の要介護認定調査の内容などにより、日常生活に介助を必要とする障害を有すると確認できるかた

### ▶ 「障害者控除」の申告が必要なかた

所得税・住民税を納めている次のかた

- ①町から「障害者控除対象認定書」の交付を受けた満65歳以上のかた
- ②同認定書の交付を受けた満65歳以上のかたを扶養しているかた

詳しくは、福祉健康課介護保険担当までお尋ねください。

## e-Taxをご利用ください 住民基本台帳カードや電子証明書の取得はお早めに!

住民課

個人向けの電子証明書は、役場住民課の「公的個人認証サービス」にて交付しています。公的個人認証サービスを受けるには、笠松町に住民登録しているかたに交付する住民基本台帳カード(住基カード)が必要です。また、住基カードは即日交付ではありませんので、余裕をもってお越しください。

住基カード、電子証明書の手続きには下記のものが必要です。

【住基カード】①印鑑 ②本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳(証書)など) ③手数料500円 ④写真1枚(写真付き住基カードタイプの希望者のみ。写真は、たて4.5センチ×よこ3.5センチで無帽・正面・無背景のもの。6か月以内に撮影したもの。)

【電子証明書】①住基カード ②印鑑 ③本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳(証書)など) ④手数料500円

住基カード、電子証明書につきましては、住民課までお問い合わせください。